白石市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(平成30~32年度)を策定

本計画は、保健医療関係者、福祉関係者、 介護保険サービス提供事業者、市民の代表か ら構成される「白石市高齢者福祉計画・第7 期介護保険事業計画策定委員会」において、 各種データの収集・分析、関連組織との連携 を踏まえて議論・検討を行った後、「白石市 介護保険運営協議会」に諮り策定しました。

本計画では、前回の計画を引き継ぎ、「高 齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れ るまち」を基本理念として、高齢者が増加す る2025年に向けて、高齢者が介護が必要な状 態となっても、可能な限り住み慣れた地域で 自分らしい暮らしを続けることができるよう に「地域包括ケアシステム」の深化・推進を 目指します。

そのために、高齢者の社会参加の支援や健 康づくりに関する普及啓発を推進します。ま た、要介護高齢者がいつでも訪問介護、訪問 看護を受けることができる「定期巡回・随時 対応型訪問介護看護」の新設を計画します。

計画書は市のホームページで公開するほか、長寿課及び健康推進課 窓口で閲覧できます。

●人口などの見込み

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人口	34,085人	33,689人	33,294人
高齢者数(65歳以上)	11,647人	11,773人	11,903人
高齢化率	34.2%	34.9%	35.8%
要介護・要支援認定者数	1,997人	2,028人	2,056人

●費用の見込み

単位:万円

	第6期計画	第7期計画	増加額	
	平成27~29年度	平成30~32年度		
介護保険給付費 在宅サービスや施設 サービスの介護保険 サービスにかかる費 用など	980,581	998,445	17,864	
地域支援事業費 すべての高齢者を対 象に市が行う事業 (各種教室など)	52,221	70,072	17,851	
総合計	1,032,802	1,068,517	35,715	

[※]約3億5,700万円の増加見込み

平成30~32年度の介護保険料額(65歳以上)が決定

所得段階	対象者	保険料率	保険料 月額	保険料 年額
第1段階	・生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税・世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.45	2,430円	29,100円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税の方で、 前年の合計所得金額と課税年金収 入額の合計が80万円を越え120万 円以下の方	基準額 ×0.75	4,050円	48,600円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税の方で、 前年の合計所得金額と課税年金収 入額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.75	4,050円	48,600円
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.9	4,860円	58,300円
第5段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額	5,400円	64,800円
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計 所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	6,480円	77,700円
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計 所得金額が120万円以上200万円 未満の方	基準額 ×1.3	7,020円	84,200円
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計 所得金額が200万円以上300万円 未満の方	基準額 ×1.5	8,100円	97,200円
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計 所得金額が300万円以上の方	基準額 ×1.7	9,180円	110,100円

第7期介護保険事業計画期間の介護保険 サービスにかかる費用は、半分が公費、残り の半分は皆さんが納める保険料を財源として います。



65歳以上の第1号被保険者の負担は、介護 給付費の23%、40~64歳までの第2号被保 険者の負担は27%です。65歳以上(第1号被 保険者) の方が納める保険料は左の表のとお りで、「基準額」をもとに、所得や課税状況 に応じて段階的に設定しています。本計画で は「基準額」は「月額5,400円」に決定しま した。

なお、第2号被保険者の介護保険料は加入 している医療保険と一緒に納付します。

問長寿課 ☎22-1361

第1号被保険者の介護保険料は、前年の所 得等に基づいて決まりますが、前年の所得等 が確定するのは6月以降です。7月上旬に、 平成30年度の保険料の決定通知書を、税務課 から送付します。

問税務課 ☎22-1331



平成30年4月からの改正点

■介護報酬が改定されました

介護報酬(介護保険サービスにかかる費用)が改定されました。そのため、サービスを利用したとき の利用料も変わりました。

■介護保険料が変わりました

平成30~32年度の介護保険料が決まりました。詳細は左ページをご確認ください。

■合計所得額の控除の扱いが変わりました

利用者負担割合、高額介護(予防)サービス費、特定入所者介護(予防)サービス費、介護保険料の 算定の基準となる「合計所得額」について、土地・建物等の売却収入等を所得として取り扱わないこと になりました。

平成30年8月からの改正点

■所得が高い方が受ける介護保険サービスの利用者負担割合が2割から3割になります

介護サービスを利用した場合、利用者負担額は原則としてかかった費用の1割負担、一定以上の所得 がある方は2割負担でしたが、8月から2割負担の方のうち、特に所得が高い方は3割負担になります。

要件	利用者負担
①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」 が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上 ①と②両方の要件に該当する方	3割
①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」 が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上 3割の要件に該当せず、①と②両方の要件に該当する方	2割
上記以外の方	1割

[※] その他の合計所得とは、給与収入や事業収入から給与所得や必要経費を控除した金額です。

■高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります

年間の医療費と介護サービス費の自己負担が一定の限度額を超えたときに支給される「高額医療・高 額介護合算制度 について一部の限度額が変わります。